公契約条例周知カード（委託用）

表面

あなたの賃金を
確認してください！
Please check your wages !

杉並区
SUGINAMI CITY

この仕事に従事する方の賃金には、杉並区公契約条例で区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

☆令和7年度労働報酬下限額
委託・指定管理協定
：1時間当たり1，400円

裏面もご覧ください

裏面

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低い場合、杉並区又は受注者（元請け企業・雇用主）、指定管理者にご相談ください。
「相談・申出専用フォーム」 →

○杉並区役所　問合せ先
杉並区総務部経理課契約係　　電話　03－5307－0612

※対象となる方、労働報酬下限額等について
　詳しくは区公式ホームページをご覧ください。
※Please visit the official Suginami City website
　for further information about the minimum
　amount of remuneration.